

森林法施行令（昭和 26 年政令第 276 号）第 4 条の 2 第 3 項の規定による皆伐面積の限度は、次のとおりとする。

令和 8 年 9 月 1 日

愛媛県知事 中 村 時 広

単 位 区 域	保 安 林 の 種 類	面 積 (ヘクタール)	区 域 内 市 町
銅 山 川	水源かん養保安林	5 2 1 . 0 7	四国中央市（金砂町平野山、富郷町寒川山及び金砂町小川山並びに富郷町豊坂及び富郷町津根山の各一部に限る。）、四国中央市新宮町、新居浜市（別子山に限る。）、
	土砂流出防備保安林	2 4 . 9 5	
金生川～加茂川	水源かん養保安林	3 7 9 . 8 3	新居浜市（別子山を除く。）、西条市（明理川、石田、石延、今在家、円海寺、大新田、大野、上市、河之内、河原津、河原津新田、喜多台、楠、国安、黒谷、桑村、実報寺、周布、新市、新町、高田、玉之江、旦之上、壬生川、広江、広岡、福成寺、北条、三津屋、三津屋東、三津屋南、宮之内、三芳、安用、安用出作、吉田、小松町、丹原町を除く。）、西条市小松町（石鎚（字大成、字有川及び字黒河並びに字諏訪、字戸石及び字横峰の各一部に限る。）に限る。）、四国中央市（金砂町平野山、富郷町寒川山及び金砂町小川山並びに富郷町豊坂及び富郷町津根山の各一部を除く。）、四国中央市土居町
	土砂流出防備保安林	8 2 9 . 5 7	
中 山 川	水源かん養保安林	2 0 9 . 2 0	西条市（明理川、石田、石延、今在家、円海寺、大新田、大野、上市、河之内、河原津、河原津新田、喜多台、楠、国安、黒谷、桑村、実報寺、周布、新市、新町、高田、玉之江、旦之上、壬生川、広江、広岡、福成寺、北条、三津屋、三津屋東、三津屋南、宮之内、三芳、安用、安用出作、吉田に限る。）、西条市小松町（石鎚（字大成、字有川及び字黒河並びに字諏訪、字戸石及び字横峰の各一部を除く。）を除く。）、西条市丹原町（関屋及び田滝の各一部を除く。）、東温市（滑川及び明河並びに河之内の一部に限る。）、
	土砂流出防備保安林	2 7 3 . 7 3	
今 治 地 区	水源かん養保安林	4 5 . 9 0	今治市（吉海町、宮窪町、伯方町、上浦町、大三島町、関前大下、関前岡村、関前小大下を除く。）、松山市（安居島、浅海原、浅海本谷、磯河内、猪木、院内、牛谷、大浦、大河内、大西谷、小川、尾儀原、小山田、片山、鹿峰、上難波、鴨之池、粟井河原、客、儀式、久保、河野高山、小川谷、立岩米之野、才之原、佐古、猿川、猿川原、下難波、庄、庄府、常保免、苞木、善応寺、高田、滝本、北条辻、常竹、土手内、河野中須賀、中通、中西内、中西外、立岩中村、夏目、西谷、萩原、八反地、平林、麓、河野別府、北条、本谷、宮内、安岡、正岡神田、横谷、和田、光洋台、府中、柳原に限る。）、
	土砂流出防備保安林	3 4 5 . 0 3	
重 信 川	水源かん養保安林	2 6 7 . 5 8	松山市（安居島、浅海原、浅海本谷、磯河内、猪木、院内、牛谷、大浦、大河内、大西谷、小川、尾儀原、小山田、片山、鹿峰、上難波、鴨之池、粟井河原、客、儀式、久保、河野高山、小川谷、立岩米之野、才之原、佐古、猿川、猿川原、下難波、庄、庄府、常保免、苞木、善応寺、高田、滝本、北条辻、常竹、土手内、河野中須賀、中通、中西内、中西外、立岩中村、夏目、西谷、萩原、八反地、平林、麓、河野別府、北条、本谷、宮内、安岡、正岡神田、横谷、和田、光洋台、府中、柳原、中島栗井、宇和間、中島大浦、小浜、上怒和、熊田、神浦、津和地、長師、饒、野忽那、畑里、二神、宮野、睦月、元怒和、吉木を除く。）、伊予市（中山町、双海町を除く。）、西条市丹原町（関屋及び田滝の各一部に限る。）、東温市（滑川及び明河並びに河之内の一部を除く。）、伊予郡砥部町（満穂、玉谷、中野川、高市、総津、多居谷、仙波を除く。）、
	土砂流出防備保安林	6 2 9 . 8 2	
小 田 川	水源かん養保安林	2 1 . 6 4	喜多郡内子町（本川、上川、立石、南山、寺村、小田、日野川、大平、吉野川、中田渡、上田渡、臼杵、中川（一部を除く。）に限る。）、伊予郡砥部町（満穂、玉谷、中野川、高市、総津、多居谷、仙波に限る。）、伊予市中山町、双海町
	土砂流出防備保安林	7 9 . 4 2	
肱 川	水源かん養保安林	8 0 5 . 1 6	大洲市、喜多郡内子町（本川、上川、立石、南山、寺村、小田、日野川、大平、吉野川、中田渡、上田渡、臼杵、中川を除く。）、西予市宇和町（郷内、西山田及び山田の各一部を除く。）、野村町（大野ヶ原の一部を除く。）、城川町
	土砂流出防備保安林	1 2 2 . 8 7	
八 幡 浜 地 区	水源かん養保安林	1 4 . 5 2	八幡浜市、西宇和郡伊方町、西予市三瓶町、明浜町、宇和町（郷内、西山田及び山田の各一部に限る。）、
	土砂流出防備保安林	5 8 . 1 2	
宇 和 島 地 区	水源かん養保安林	6 0 9 . 0 0	宇和島市（三間町及び野川の一部を除く。）、南宇和郡愛南町
	土砂流出防備保安林	1 2 7 . 6 8	
吉 海 宮 窪 地 区	土砂流出防備保安林	1 8 . 1 6	今治市吉海町、宮窪町
伯 方 地 区	土砂流出防備保安林	1 9 . 8 4	今治市伯方町
弓 削 地 区	土砂流出防備保安林	3 . 1 0	越智郡上島町（生名、岩城、魚島を除く。）、
上 浦 大 三 島 地 区	土砂流出防備保安林	3 9 . 3 0	今治市上浦町、大三島町
中 島 地 区	土砂流出防備保安林	2 . 7 0	松山市（中島栗井、宇和間、中島大浦、小浜、上怒和、熊田、神浦、津和地、長師、饒、野忽那、畑里、二神、宮野、睦月、元怒和、吉木に限る。）、
四 万 十 川	水源かん養保安林	5 4 4 . 8 6	宇和島市（三間町及び野川の一部に限る。）、北宇和郡鬼北町、松野町
	土砂流出防備保安林	4 5 . 1 1	
仁 淀 川 上 流	水源かん養保安林	8 6 7 . 0 9	上浮穴郡久万高原町、喜多郡内子町（中川の一部に限る。）、西予市野村町（大野ヶ原の一部に限る。）、
	土砂流出防備保安林	5 0 . 8 0	

東	予	干 害 防 備 保 安 林	1 9 . 1 0	四国中央市（上柏町、下柏町、村松町、三島朝日一丁目、三島朝日二丁目、三島朝日三丁目、三島紙屋町、三島宮川一丁目、三島宮川二丁目、三島宮川三丁目、三島宮川四丁目、三島中央一丁目、三島中央二丁目、三島中央三丁目、三島中央四丁目、三島中央五丁目、三島金子一丁目、三島金子二丁目、三島金子三丁目、中曾根町、中之庄町、具定町、寒川町、豊岡町大町、豊岡町豊田、豊岡町長田、豊岡町五良野、豊岡町岡銅、富郷町寒川山、富郷町豊坂、富郷町津根山、金砂町小川山、金砂町平野山に限る。）新居浜市、西条市（明理川、石田、石延、今在家、円海寺、大新田、大野、上市、河之内、河原津、河原津新田、喜多台、楠、国安、黒谷、桑村、実報寺、周布、新市、新町、高田、玉之江、旦之上、壬生川、広江、広岡、福成寺、北条、三津屋、三津屋東、三津屋南、宮之内、三芳、安用、安用出作、吉田、丹原町に限る。）
中	予	干 害 防 備 保 安 林	4 . 1 4	松山市（安居島、浅海原、浅海本谷、磯河内、猪木、院内、牛谷、大浦、大河内、大西谷、小川、尾儀原、小山田、片山、鹿峰、上難波、鴨之池、栗井河原、客、儀式、久保、河野高山、小川谷、立岩米之野、才之原、佐古、猿川、猿川原、下難波、庄、庄府、常保免、苞木、善応寺、高田、滝本、北条辻、常竹、土手内、河野中須賀、中通、中西内、中西外、立岩中村、夏目、西谷、萩原、八反地、平林、麓、河野別府、北条、本谷、宮内、安岡、正岡神田、横谷、和田、光洋台、府中、柳原に限る。）
南	予	干 害 防 備 保 安 林	1 8 . 7 3	八幡浜市、西予市、北宇和郡鬼北町、南宇和郡愛南町（正木、増田、小山、中川、広見、満倉、上大道、一本松に限る。）
東	予	保 健 保 安 林	1 7 . 9 2	新居浜市、西条市（明理川、石田、石延、今在家、円海寺、大新田、大野、上市、河之内、河原津、河原津新田、喜多台、楠、国安、黒谷、桑村、実報寺、周布、新市、新町、高田、玉之江、旦之上、壬生川、広江、広岡、福成寺、北条、三津屋、三津屋東、三津屋南、宮之内、三芳、安用、安用出作、吉田、丹原町を除く。）
今 治 地 区		保 健 保 安 林	2 2 . 0 4	松山市（安居島、浅海原、浅海本谷、磯河内、猪木、院内、牛谷、大浦、大河内、大西谷、小川、尾儀原、小山田、片山、鹿峰、上難波、鴨之池、栗井河原、客、儀式、久保、河野高山、小川谷、立岩米之野、才之原、佐古、猿川、猿川原、下難波、庄、庄府、常保免、苞木、善応寺、高田、滝本、北条辻、常竹、土手内、河野中須賀、中通、中西内、中西外、立岩中村、夏目、西谷、萩原、八反地、平林、麓、河野別府、北条、本谷、宮内、安岡、正岡神田、横谷、和田、光洋台、府中、柳原に限る。）今治市玉川町、波方町
中	予	保 健 保 安 林	8 . 9 0	松山市（安居島、浅海原、浅海本谷、磯河内、猪木、院内、牛谷、大浦、大河内、大西谷、小川、尾儀原、小山田、片山、鹿峰、上難波、鴨之池、栗井河原、客、儀式、久保、河野高山、小川谷、立岩米之野、才之原、佐古、猿川、猿川原、下難波、庄、庄府、常保免、苞木、善応寺、高田、滝本、北条辻、常竹、土手内、河野中須賀、中通、中西内、中西外、立岩中村、夏目、西谷、萩原、八反地、平林、麓、河野別府、北条、本谷、宮内、安岡、正岡神田、横谷、和田、光洋台、府中、柳原、中島栗井、宇和間、中島大浦、小浜、上怒和、熊田、神浦、津和地、長師、饒、野忽那、畑里、二神、宮野、睦月、元怒和、吉木を除く。）東温市（上村、牛淵、上林、北野田、志津川、下林、田窪、西岡、野田一丁目、野田二丁目、野田三丁目、樋口、南野田、見奈良、山之内、横河原に限る。）上浮穴郡久万高原町（東明神、西明神、入野、久万、上野尻、下野尻、菅生、上畑野川、下畑野川、直瀬、露峰、二名、父野川、柳井川、中津、西谷に限る。）喜多郡内子町（中川の一部に限る。）
八 幡 浜 ～ 肱 川		保 健 保 安 林	2 1 . 1 0	八幡浜市保内町、西予市三瓶町、野村町、城川町
宇和島～四万十川		保 健 保 安 林	3 . 7 8	宇和島市（吉田町、三間町、津島町を除く。）北宇和郡松野町
弓 削 地 区		保 健 保 安 林	3 . 1 0	越智郡上島町（生名、岩城、魚島を除く。）

注 銅山川、金生川～加茂川、中山川、今治地区、重信川、仁淀川上流、肱川、宇和島地区及び四万十川には、国有林を含む。